

委員会発案第1号

国立病院の機能強化を求める意見書の提出について

国立病院の機能強化を求める意見書（案）を、地方自治法第109条第7項及び由利本荘市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月9日提出

由利本荘市議会議長 三浦秀雄様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会  
委員長 小松浩一

(別紙)

## 国立病院の機能強化を求める意見書（案）

戦後最悪といえる「COVID-19（以下「新型コロナ」という。）」の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなった。いまだコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者の命と向き合っている。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他の疾病患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受入れに慎重にならざるを得ない実態がある。

国民の命と健康を守るのは国の責務である。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」という。）の診療・研究に関わる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることにつながる。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできず、さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足な上に、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥った。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要である。

国立病院を機能強化し、憲法第25条に保障された国民の生存権を保障するとともに、国の社会的使命を果たすよう、下記事項につき、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

### 記

1. 新型コロナ等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院を機能強化すること。
  - (1) 国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めること。
  - (2) 大規模災害等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
3. 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

令和3年3月 日

内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 三浦 秀雄